

学校等に侵入して行われる犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備及び管理に関する指針

千葉県告示第981号 平成16年11月12日

改正 平成19年3月16日 告示第255号

改正 平成24年3月27日 告示第201号

改正 平成27年3月20日 告示第248号

改正 平成28年3月25日 告示第216号

## 第一 通則

### 一 目的

この指針は、千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成16年千葉県条例第4号。以下「条例」という。）第23条第1項の規定により、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、外国人学校及び乳児院等（注一）（以下「学校等」という。）に侵入して行われる犯罪の防止に配慮した学校等の構造、設備及び管理に関し、必要な方策等を示し、もって学校等における幼児、児童、生徒等（以下「児童等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

### 二 基本的な考え方

- 1 この指針は、学校等を設置し、又は管理する者に対して児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- 2 学校等を設置し、又は管理する者は、この指針を踏まえて具体的方策の実施に努めるものとする。
- 3 この指針は、関係法令、関係条例等を踏まえ、管理体制の整備状況等及び学校等の実情に応じて運用するものとする。
- 4 この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第二 具体的方策等

### 一 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- 1 敷地への出入口の限定並びに門扉及び建物への出入口の適切な管理
- 2 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- 3 来訪者用の入口及び受付の明示
- 4 来訪者に対する名簿の記入及び名札（識別票）等の使用の要請
- 5 来訪者への声掛けの励行
- 6 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置等の検討等

### 二 施設・設備の点検整備等

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような施設・設備を点検整備し、防犯設備が設置されている場合は、機器の運用方法の習得に努めるものとする。また、複数の避難経路を確保する等の配慮に努めるものとする。

- 1 門扉、フェンス、外灯、建物の窓及び出入口、施錠設備等
- 2 死角の原因となる植栽等の障害物
- 3 避難経路
- 4 防犯監視システム（注二）、警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報システム等の防犯設備

### 三 安全確保についての体制の整備

学校等に「安全推進委員会」等を設置し、教職員による体制の整備を図るほか、保護者、地域のボランティアその他関係機関とも連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- 1 学校等の敷地・建物内外及び通学路等の計画的な巡回
- 2 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置及び利用者への児童等の安全確保の要請
- 3 地域や学校等の実情に応じた警報用ブザー等の教職員及び児童等への貸与
- 4 児童館等にあつては、来所した児童等の保護者等への緊急連絡先の把握

#### 四 児童等に対する安全教育の充実

児童等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害者又は加害者にならないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の機会を活用して計画的に学習できるよう、保護者、地域及び関係団体と連携し、次のような取組の実施に努めるものとする。

- 1 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練の実施
- 2 通学路等をはじめとする地域における危険箇所及び「子ども110番の家」その他の緊急避難場所の周知
- 3 誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- 4 地域社会の安全について、児童等が主体となって学ぶ教育の実施
- 5 児童等の生きる力やいのちを大切にすることを育む教育の実施

#### 五 緊急時に備えた体制の整備

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて危機管理マニュアルを策定すること。また、地域住民及び警察署、消防署、近隣の学校等その他の関係機関と連携し、次のような取組について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策を実施すること。

なお、乳児院等（注一）にあつては、福祉事務所、児童相談所等との連携及び情報交換についても留意するものとする。

- 1 安全管理を徹底するための教職員に対する指導、研修、訓練等の実施
- 2 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- 3 学校等の内外における安全確保についての警察署、消防署等への協力依頼
- 4 緊急時における教職員の連携に基づく敷地内での監視・侵入阻止・排除体制の確立、児童等への注意喚起及び避難誘導の方法の確立並びに警察署への通報体制の確立
- 5 児童等に心のケアが必要となった場合のための医療機関等との連携体制の確立
- 6 警察署、消防署、保護者等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換
- 7 警察署、消防署等の協力の下での、教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当の訓練等の実施及び訓練等に基づく危機管理マニュアルの検証・改善
- 8 学校等、警察署、県、市町村及びその他の関係機関相互の情報連絡網の整備

#### 六 保護者、地域及び関係団体（PTA、自治会、青少年教育団体等）との連携

保護者、地域及び関係団体と連携し、児童等の安全につながる次のような取組の実施に努めるものとする。

- 1 保護者、地域住民及び関係団体への協力依頼
  - (1) 保護者、ボランティア等による通学路等及び登下校時のパトロール等
  - (2) 学校支援ボランティア活動（注三）との連携
  - (3) 不審者を発見した場合の警察及び学校等への通報
  - (4) 地域の人々による声掛けの運動
- 2 不審者情報等を保護者及び地域住民へ速やかに情報提供するための連絡体制の整備
- 3 「子ども110番の家」の拡大や防犯灯等の整備に向けた関係機関への働きかけ
- 4 通学形態に合わせた安全確保のための学校等と保護者との連携及び協力

注

一 「乳児院等」とは、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設（児童館に限る。）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設をいう。

二 「防犯監視システム」とは、敷地境界や建物内に設置する防犯カメラ、防犯センサー、カメラ付インターホン等をいう。

なお、防犯カメラを設置する場合は、来訪者等の肖像権その他のプライバシーの権利を侵害しないよう、適正な運用規則（基準）を定める等、十分な配慮が必要である。

三 「学校支援ボランティア活動」とは、学校の教育活動についての地域の教育力を生かすため、保護者、地域人材や団体、企業等がボランティアとして学校をサポートする活動をいう。

前 文（抄）（平成19年3月16日告示第255号）  
平成19年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成24年3月27日告示第201号）  
平成24年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成27年3月20日告示第248号）  
平成27年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成28年3月25日告示第216号）  
平成28年4月1日から施行する。